

【再公募】「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」策定後の具体的な取組推進（地域等の特色を活かし具体的活動を推進する人材養成に係る先進事例の創出）に係る委託事業一式に関する評価基準

1 採択団体の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者又は一定の条件を満たす等の複数の者を採択団体に決定する。

2 審査方法

提出書類に基づき、こども家庭庁成育局成育基盤企画課に設置された企画審査委員会において書類選考を実施。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

3 評価方法

評価は以下の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、当該審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

【評価項目】

①採択団体に対する評価

○事業の実施に必要な人員や組織体制が整っているか。

②業務内容に関する評価

○事業の目的、計画について

- ・ 具体的活動の実施内容が、本事業の目的に合致しているか。本事業において取り組む事例としてふさわしいものであるか。
- ・ 具体的活動の実施内容の計画が、本事業の目的を達成するための計画として妥当又は優れたものであるか。本事業の計画として合理的か。

○事業実施の内容について

- ・ 具体的活動の実施内容が、具体的に企画されているか。
- ・ 具体的活動の実施内容が、適正なものとなっているか。
(法人格を持つ民間団体の場合、活動拠点の地方公表団体と連携して実施する取組内容が企画されているか。)

○見込まれる成果について

- ・ 具体的活動により得られる成果等に魅力があるか。
- ・ 具体的活動により得られた成果等の普及を図ることが期待できるか。

○事業の経費について

- ・ 妥当な経費が示されているか。

【評価基準】

「①採択団体に対する評価」及び「②業務内容に関する評価」に係る評価基準は以下の5段階評価を行う。

優れている	5点
やや優れている	4点
普通	3点
やや劣っている	2点
劣っている	1点

4 選定結果の通知

選定終了後、10日以内に全ての公募団体に選定結果を通知する。なお、選定結果の通知に併せ、選定された公募団体に対し、審査委員会の審査意見を踏まえた計画の見直し等を要望する場合がある。